

国立公園等資源整備事業費補助金
(自然観光資源の棄損を防ぐための外来生物対策事業)

実施要領

制定 令和8年3月19日 環自野発第2603192号

第1 用語

この実施要領において使用する用語は、国立公園等資源整備事業費補助金（自然観光資源の棄損を防ぐための外来生物対策事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）において使用する用語の例による。

第2 目的

この実施要領は、交付要綱第2条の規定に基づく事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地域の自然観光資源を棄損し、観光地としての魅力を喪失させるおそれのある特定外来生物のうち、各地の桜や梅の名所に被害を生じさせるクビアカツヤカミキリの防除等を集中的に支援することで、外国人訪問者の体験滞在の満足度を向上させることを目的とする。

第3 補助金の交付事業

(1) 補助の対象となる事業及び経費

間接補助の対象となる事業（以下、「間接補助事業」という。）は、別表1の第2欄に掲げる事業であって、別表2に定める対象地域の要件を満たすものとし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、別表4に掲げる間接補助対象経費について、補助金の範囲において間接補助金を交付する。

(2) 間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は別表3のとおりとする。

(3) 補助額の算定方法

間接補助金の補助額は、総事業費から寄付金その他の収入額を差し引いた額、別表1の第3欄に掲げる間接補助経費の支出予定額及び第4欄に掲げる基準額を比較して最も少ない額に第5欄に掲げる補助率を乗じて算出した額とするものとする。

ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。

なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

る。

(4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ア 間接補助金の交付（交付申請書の採択から間接補助金の支払までを含む。）
- イ 間接補助事業者の指導監督
- ウ 間接補助事業に対する問合せ等への対応
- エ 上記に関する付帯業務

(5) 交付規程の内容

- ① 交付要綱第20条の規定による交付規程は、交付要綱第4条から第19条、第21条から第23条、第28条及び第29条に準じた事項その他の必要な事項を記載するものとする。
- ② 間接補助金の交付手続等について、交付要綱第26条による電磁的方法による場合は、交付規程に必要な事項を定めなければならない。

(6) 間接補助事業者の採択

自然環境局長は、間接補助金交付先の採否に関する審査を、別表5に沿って実施し、結果を補助事業者に通知する。

補助事業者は、自然環境局長から通知された審査結果に基づき、間接補助事業者の採択を行う。

(7) 間接補助事業の着手

間接補助事業者は、原則として、交付決定に基づき、間接補助事業に着手するものとする。ただし、地域の実情に応じて間接補助事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業着手をしようとするときは、速やかにその旨及びその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を補助事業者に提出するものとする。

(8) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、事業の趣旨を考慮しつつ環境省の間接補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

また、間接補助事業者が、市町村（特別区を含む。）、民間団体等に対して、補助金の交付を行う事業（以下、「再間接補助事業」という。）についても同様とし、補助事業者

は間接補助事業者に対し、間接補助事業者から再間接補助事業者に対して同様の指示を行うよう命じなければならない。

(9) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(10) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領及び交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(11) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

第4 指導監督

(1) 補助事業の適正な実施の確保

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

(2) 間接補助事業完了後において従うべき条件

大臣は、間接補助事業が交付要綱第8条第三号イ及びロに基づき付した条件に適合していないと認められる場合には、間接補助事業者に対して条件に適合するよう指示をすることができる。

第5 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

別表 1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 補助率
自然観光資源の棄損を防ぐための外来生物対策事業	別表 2 に定める対象地域内において、クビアカツヤカミキリの防除等を行う事業	間接補助事業を行うために必要な別表 4 に定める経費（再間接補助経費の内容についても同様とする。）	大臣が承認した額	1 / 2 以内

※ただし、他の国庫補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費は対象とならないものとする（他の補助金等と本事業による補助金の充当範囲が明確に分離できる場合を除く）。

別表 2

対象地域の要件
間接補助金の交付の対象となる地域は、桜や梅の名所（※）から半径 40 km 圏内の地域とする。 ただし、地域で一体となった防除を促進するため、半径 40 km 圏内に都道府県又は市町村の区域の一部が含まれる場合であって、都道府県が間接補助事業者となる場合（都道府県が再間接補助事業を実施する場合を含む。）は当該都道府県の区域全体を、市町村が間接補助事業者となる場合（市町村が再間接補助事業を実施する場合を含む。）は当該市町村の区域全体を対象とする。

※本事業における「桜や梅の名所」とは、以下の要件 1)～4) のいずれかに該当するものをいう。

- 1) 桜又は桜を主体とするイベントが地域の観光資源となっている場所であって、観桜期の観光入込客数の合計が 30 万人以上である場所
- 2) 史跡名勝天然記念物に指定されている桜の所在地
- 3) 梅又は梅を主体とするイベントが地域の観光資源となっている場所であって、観梅期の観光入込客数の合計が 30 万人以上である場所
- 4) 史跡名勝天然記念物に指定されている梅の所在地

別表 3

間接補助金の交付を申請できる者
ア 都道府県及び市町村（特別区を含む。） イ 観光地域づくり法人（DMO）

別表 4

経費区分	内容
1 諸謝金	講師、専門家等の招聘、原稿執筆に対する諸謝金に要する経費をいう。
2 旅 費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、日当及び宿泊に要する経費をいう。
3 備品費	概ね単価が 5 万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費をいう。
4 消耗品費	概ね単価が 5 万円未満の物品や機器であって、おもに消耗される物品の購入等に要する経費をいう。
5 印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費をいう。

6 通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費をいう。
7 借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費、借入金の金利支払等に要する経費をいう。
8 会議費	会議、作業等の際の茶菓等の提供に要する経費をいう。
9 賃金等	日々雇用者に対する賃金のほか、地方公共団体の会計年度任用職員に支給する報酬、給与、期末手当の支払に要する費用をいう。
10 雑役務費	保険料、手数料、広告料、調査、測量の実施等、役務の対価として支払う経費をいう。
11 資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費（直接施工が困難な場合の必要最低限の工事請負費を含む。）をいう。
12 無償労務費	事業計画に位置づけられた活動であって、満16歳以上の者の行う活動に係る無償労務の延べ時間人数に、最低賃金法に基づき定められる地域別最低賃金を乗じて得られた金額をいう。ただし、全体事業費の3割を超えないものとする。
13 その他	その他必要な経費で自然環境局長が承認した経費をいう。

別表 5

間接補助事業の審査における加点要素	
項目	内容
1. 環境省主要施策との関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立・国定公園等の生物多様性保全上重要な地域内において実施される事業であること。
2. 事業の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的と数値目標が具体的かつ適切に設定されていること。 ・ クビアカツヤカミキリが未侵入又は侵入初期の地域において実施される事業であること。 ・ 事業実施に当たり、専門家との連携による科学的な見地からの指導、検討が行われていること。 ・ 事業実施に当たり、クビアカツヤカミキリ対策に関するガイドラインや論文、マニュアル、手引き等、既存の知見の活用が図られていること。
3. 事業の一体性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施範囲内における一体的かつ面的な防除が見込まれること。 ・ 地方公共団体が実施する事業の場合は、隣接する地方公共団体との連携が行われていること。 ・ 都道府県が市町村に対して実施する再間接補助事業であること。 ・ 都道府県が実施する事業の場合は管内の市町村との連携、市町村が実施する事業の場合は都道府県との連携、観光地域づくり法人（DMO）が実施する事業の場合は所在する都道府県又は市町村との連携が行われていること。
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付を受け、当該資金を間接補助事業に充てることで、民間資金の活用を図っている事業であること。